

# 八千代台東町会 防災本部規程

## 第1条(名称)

この組織は、八千代台東町会自主防災組織本部(以下、本部という)と称し、東町会規約第7章第23条第6項の規定にもとづき設置する。

## 第2条(目的)

この本部は、会員の近隣相互協力の精神にもとづく自主的な防災活動を恒常的に行うことにより、地震その他の大災害による被害の防止、及びその軽減を図ることを目的とする。

## 第3条(本部の所在地)

本部は、八千代台東町会事務所内に置く。

## 第4条(本部の位置)

本部は、会長の直轄組織とし、会長の指示により、当該年度の防災部長が、実務を行う。

## 第5条(活動)

本部は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 防災に関する知識及び技能の習得と普及
- 二 丁目自主防災組織への支援活動
- 三 丁目自主防災組織の活動内容の把握
- 四 丁目自主防災組織間の連絡・調整
- 五 東地区における総合的な防災計画の策定
- 六 地震等の発生時における関連各機関、各組織等との情報収集と伝達
- 七 地震等の発生時における速やかな具体的対策の決定及び実施
- 八 その他、本部の目的を達成するために必要な活動

## 第6条(本部の構成)

1. 本部の機構は、以下の通りとする。
  - 一 本部長 1人(当該年度の会長)
  - 二 副本部長 1人(当該年度の副会長)
  - 三 幹事 2人(当該年度の防災部長 1人 副部長 1人)
  - 四 本部員 若干名(地区自主防災組織会長他)
  - 五 本部協力員
2. 本部長は、当該年度の区長、副区長を、本部員として協力を求めることができる。
3. 本部長は、活動の継続性を維持するため、複数年の活動ができる本部協力員を任命することができる。

## 第7条(任期)

1. 前条第1項の1号～3号及び第3項の任期は、町会役員の任期と同一とする。
2. 前条第1項第4号および第5号は、継続することが望ましく、任期は、特に定めない。

## 第8条(任務)

1. 本部長は、本部を代表し、会務を統括する。
2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、恒常的に本部の運営に参加し、丁目自主防災組織に対する必要な支援を行う。

4. 本部長は、本部会において、町会全体の防災対策を検討し、実施する。
5. 本部協力員は、本部長の要請する防災知識、技能を本部に提供すると同時に、本部会において、町会全体の防災対策を検討し、実施する。

#### 第9条(本部会議)

1. 本部長は、年2回以上本部会議を招集する。
2. 本部会議は、地区自主防災組織の活動報告と、各組織間の連絡・調整を行う。
3. 本部会議は、東町会全体の防災対策、災害時対策を検討し、決定する。

#### 第10条(災害対策本部)

1. 地震等が発生した場合は、本部長は直ちに災害対策本部を設ける。
2. 災害対策本部に次の災害対策本部員を置く。
  - 一 対策本部長 1人
  - 二 対策副本部長 2人
  - 三 対策本部員 若干名

#### 第11条(災害対策本部の活動)

1. 丁目自主防災組織との連絡及び情報収集
2. 災害対策活動の総合判断と決定及び活動の指示
3. 市、消防本部、社会福祉協議会等の公共機関及び関係する団体・個人との連絡・情報交換
4. 避難場所の確保及び運営
5. その他、対策本部が必要と判断する活動

#### 第12条(経費)

組織の運営・活動上必要な経費は、防災部の経費をもって充てる。

#### 付 記

本規程は、平成22年11月6日より施行する。  
町会規約第7章第23条六と七の改訂に伴い防災本部規程の第4条、第6条の1の三、第12条の防災防犯部を防災部と変更する、平成27年6月17日より施行する。